

第65回

定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

■ 日時 ■

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（開場：午前9時）

■ 場所 ■

東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパーク カンファレンス

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布
は取り止めさせていただいております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

目次

- ▶ 第65回定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- ▶ 議決権行使のご案内 …………… 3
- ▶ 株主総会参考書類 …………… 6
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

（添付書類）

- ▶ 事業報告 …………… 26
- ▶ 連結計算書類 …………… 49
- ▶ 計算書類 …………… 53
- ▶ 監査報告書 …………… 56

—— 郵送による議決権行使について ——

同封の議決権行使書用紙のご返送により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後6時20分到着分まで

ケンコーマヨネーズ株式会社

証券コード：2915

証券コード 2915
2022年6月8日

株 主 各 位

神戸市灘区都通3丁目3番16号
ケンコ-マヨネ-ズ株式会社
代表取締役社長 炭井孝志

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を大幅に少なくしておりますので、ご来場の見合わせをご検討くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席をいただかなくとも、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

~~~~~  
第65回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（当社ホームページアドレス <https://www.kenkomayo.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

## 記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目10番2号  
中野セントラルパーク カンファレンス
3. 会議の目的事項
- 報告事項 1.第65期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類  
監査結果報告の件  
2.第65期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kenkomayo.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。
  - ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kenkomayo.co.jp/ir>）にてお知らせいたします。
  - ・会場の座席数は大幅に減少しており、誠に恐縮ですがご来場いただいても、入場をお断りする場合がございます。また、ご入場の際は受付前の検温、手指のアルコール消毒とマスクの常時ご着用にご協力をお願いいたします。

## 議 決 権 行 使 の ご 案 内

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。



### インターネット（スマートフォン・パソコン）で議決権を行使される場合

スマートフォンをご利用の方は、同封の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことで議決権を行使できます。

（議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>）



### 議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時20分まで

### 株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：2022年6月28日（火曜日）午前10時

場 所：中野セントラルパーク カンファレンス  
（会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

**1** スマートフォンでのインターネットによる議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

**2** パソコンでのインターネットによる議決権行使は、当社の指<sup>うえがこうし</sup>定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。(議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。)

**3** インターネットによる議決権行使は、2022年6月27日(月曜日)午後6時20分までに行使されるようお願いいたします。

**4** 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

**5** インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

**6** 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル **0120 (652) 031** (9:00~21:00)

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 **0120 (782) 031** (土日休日を除く 9:00~17:00)

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社I C Jが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 株主優待制度の一部内容変更に関するお知らせ

当社は、株主優待制度の一部内容変更につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社では、株主様からの日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、当社の事業内容をより一層ご理解いただく事を目的に株主優待制度を実施しております。この度、当社株主優待制度の魅力をさらに高めるために、贈呈品の内容を一部変更いたします。

#### 2. 変更の内容（下線部分が変更箇所を示しております）

（変更前）

| 贈呈の基準          | 贈呈品          | 送付時期       |
|----------------|--------------|------------|
| 100株以上1,000株未満 | 当社製品1,000円相当 | 6月中旬から6月下旬 |
| 1,000株以上       | 当社製品2,500円相当 | 6月中旬から6月下旬 |

（変更後）

| 贈呈の基準          | 贈呈品                            | 送付時期           |
|----------------|--------------------------------|----------------|
| 100株以上1,000株未満 | 当社製品1,000円相当                   | <u>9月中旬頃発送</u> |
| 1,000株以上       | 当社製品2,500円相当の<br>3種類からいずれかを選択※ | <u>9月中旬頃発送</u> |

#### 3. 変更実施時期

2022年3月末時点の株主名簿に記録された株主様より適用いたします。

以 上

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上を目指すとともに、株主の皆様へ安定的な配当を維持・継続し、業績に応じて配当水準を高めることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、安定した利益配分の財源として今後の成長に向けて事業基盤強化を進めてまいります。また、「積極投資と財務の健全性維持との両立を目指す」という財務目標を達成させ、株主の皆様への一層の利益還元を目指してまいります。

上記の方針に基づき当期の期末配当は1株につき10円とさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 10円 配当総額 162,754,220円

これにより、中間配当金7円を加えた当期の年間配当金は1株当たり17円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,400,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,400,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 企業理念の新設（変更案第2条）

当社は、2021年にコーポレートサイトに「サステナビリティ方針」を開示いたしました。同方針に基づき企業理念を見直し、社会における存在意義、使命、責任を改めて明確にすべく、定款に企業理念を加えるものです。

#### (2) 自己株式取得の方法に関する定め移設（現行定款第6条第2項）

自己株式取得の方法に関する定めを、新設する第46条に統合するものです。

#### (3) 電子提供措置等（変更案第19条）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに定める規定が2022年9月1日に施行されることから、所要の変更を加えるものです。

#### (4) 取締役の員数増加（変更案第20条）

当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを目的に、取締役の員数を増加するものです。

#### (5) 取締役の任期短縮（変更案第22条）

経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものです。

#### (6) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約（変更案第32条）

取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が、その期待される役割を十分に果たせるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### (7) 監査役との責任限定契約（変更案第42条）

監査役が、その期待される役割を十分に果たせるよう、責任限定契約を締結できる監査役の範囲を変更するものであります。

#### (8) 剰余金の配当等の決定機関（変更案第46条）

会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等につき取締役会決議により定められるようにするものです。

#### (9) 上記の各変更に伴う条数及び字句等の修正等、軽微な変更を行うものです。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                           | 変 更 案                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                             | 第 2 条 (企業理念)<br>当社は、次の企業理念に基づいて経営する。<br>(1) 食を通じて世の中に貢献する。<br>(2) 心身 (こころ・からだ・いのち) と環境 |
| 第 2 条 (本店の所在地)<br>当社は、本店を神戸市に設置する。                                                                                | (変更案第4条に移設)                                                                            |
| 第 3 条<br>(条文省略)                                                                                                   | 第 3 条<br>(現行どおり)                                                                       |
| (現行定款第2条から移設)                                                                                                     | 第 4 条 (本店の所在地)<br>当社は、本店を神戸市に設置する。                                                     |
| 第 4 条～第 5 条<br>(条文省略)                                                                                             | 第 5 条～第 6 条<br>(現行どおり)                                                                 |
| 第 6 条 (発行可能株式総数及び自己の株式の取得)<br>当社の発行可能株式総数は、3,350万株とする。<br>2. 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 | 第 7 条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は、3,350万株とする。<br><br>(削 除)                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 7 条～第 17 条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                            | <p>第 8 条～第 18 条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                             |
| <p>第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                              | <p>第 19 条 (電子提供措置等)<br/>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br/>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p>第 19 条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は、10名以内とする。</p>                                                                                                                              | <p>第 20 条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は、12名以内とする。</p>                                                                                                                                |
| <p>第 20 条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                  | <p>第 21 条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                                   |
| <p>第 21 条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、その選任の時における他の取締役の残任期間とする。</p>                                    | <p>第 22 条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。<br/><br/>(削 除)</p>                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 22 条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                                | 第 23 条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                                 |
| 第 23 条 (取締役会の招集及び議長)<br>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。<br>2. 取締役会招集の通知は、あらかじめ定めた期日の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。 | 第 24 条 (取締役会の招集及び議長)<br>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。<br>2. 取締役会招集の通知は、あらかじめ定めた期日の場合を除き、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。 |
| 第 24 条～第 28 条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                         | 第 25 条～第 29 条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                          |
| 第 29 条 (相談役又は顧問の委嘱)<br>取締役会は、その決議によって当会社に相談役及び顧問を置くことができる。                                                                                                                                                      | 第 30 条 (相談役の委嘱)<br>取締役会は、その決議によって当会社に相談役を置くことができる。                                                                                                                                                                |
| 第 30 条<br>(条文省略)                                                                                                                                                                                                | 第 31 条<br>(現行どおり)                                                                                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 31 条 (取締役の責任免除)<br/>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第 32 条 (取締役の責任免除)<br/>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第 32 条～第 35 条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>第 33 条～第 36 条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                       |
| <p>第 36 条 (監査役会の招集通知)<br/>監査役会招集の通知は、あらかじめ定められた期日の場合を除き、各監査役に対して会日の3日前に発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。</p>                                                                                                          | <p>第 37 条 (監査役会の招集通知)<br/>監査役会招集の通知は、あらかじめ定められた期日の場合を除き、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとし、併せて議題を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合これをさらに短縮することができる。</p>                                     |
| <p>第 37 条～第 40 条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                           | <p>第 38 条～第 41 条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 41 条 (監査役の責任免除)<br/>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第 42 条 (監査役の責任免除)<br/>(現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p>第 42 条～第 44 条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>第 43 条～第 45 条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                              |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>第 46 条 (剰余金の配当等の決定機関)<br/>当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>                     |
| <p>第 45 条～第 47 条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>第 47 条～第 49 条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                              |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="760 235 1351 545">1. <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></li><li data-bbox="760 553 1351 704">2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u></li><li data-bbox="760 712 1351 827">3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li></ol> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され取締役の任期が短縮されますと、本総会終結の時をもって取締役9名全員任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。取締役の候補者は、次のとおりであります。

#### 【参考】候補者一覧

| 候補者番号 | 氏名    | 新任・再任・社外 | 現在の地位及び担当                 |
|-------|-------|----------|---------------------------|
| 1     | 炭井 孝志 | 再任       | 代表取締役社長                   |
| 2     | 寺島 洋一 | 再任       | 取締役副社長<br>生産部門・品質保証本部     |
| 3     | 川上 学  | 再任       | 取締役<br>関連事業本部・商品本部        |
| 4     | 塩谷 正樹 | 再任       | 取締役<br>販売部門・購買本部・流通本部     |
| 5     | 島本 国一 | 再任       | 取締役<br>商品開発本部             |
| 6     | 立花 健二 | 再任       | 取締役<br>経営企画本部・海外事業本部・管理部門 |
| 7     | 櫻本 和美 | 再任 社外 独立 | 社外取締役                     |
| 8     | 今城 健晴 | 再任 社外 独立 | 社外取締役                     |
| 9     | 三田 智子 | 再任 社外 独立 | 社外取締役                     |

候補者  
番号

1

すみい  
炭井たかし  
孝志

再任

(1953年8月7日生)

候補者の有する当社株式数 140,200株

**略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況**

1978年6月当社入社

1999年6月当社取締役

2000年6月当社代表取締役社長（現任）

**取締役候補者とした理由**

炭井孝志氏は、代表取締役として豊富な経験と実績に基づく指導力と決断力をもって経営にあたり、当社を東証1部指定にするとともに、強固な経営基盤を築いてまいりました。以上の事から今後も経営に関する管理・監督を適切に遂行できると判断し、同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号

2

てらじま  
寺島よういち  
洋一

再任

(1961年1月15日生)

候補者の有する当社株式数 7,325株

**略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況**

1983年4月当社入社

2021年4月当社取締役上席執行役員

2021年6月当社取締役副社長（現任）

担当 生産部門・品質保証本部

**取締役候補者とした理由**

寺島洋一氏は、品質保証本部本部長として手腕を発揮する一方、生産部門の部門長、また管理部門の部門長として幅広い分野においてリーダーシップを発揮し、当社の発展に多大な貢献をしてまいりました。副社長就任後においても、社長を補佐し経営全般にわたり事業推進をリードしております。以上の事から同氏を取締役候補者としたものであります。



候補者  
番号 かわかみ まなぶ  
**3 川上 学**

再任

(1967年3月29日生)

候補者の有する当社株式数

4,629株

### 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1992年11月当社入社  
2021年4月当社執行役員サラダカフェ・惣菜本部長  
2021年6月当社取締役（現任）  
担当 関連事業本部・商品本部

### 取締役候補者とした理由

川上学氏は、惣菜に関する事業に精通しており、グループ各社において惣菜の売上拡大を牽引する等、当社の発展に多大な貢献をしております。取締役就任後もグループ全体の惣菜事業を力強く推進しております。以上の事から同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 えんや まさき  
**4 塩谷 正樹**

再任

(1966年12月6日生)

候補者の有する当社株式数

11,436株

### 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1989年4月当社入社  
2021年4月当社執行役員ユーザー販売本部長  
2021年6月当社取締役（現任）  
担当 販売部門・購買本部・流通本部

### 取締役候補者とした理由

塩谷正樹氏は、購買本部長、グローバル室長等を歴任するなかで当社のグローバル化の基盤づくりと推進をリードしており、当社の発展に多大な貢献をしております。取締役就任後も販売、購買、流通を統括する立場から当社の経営を推進しております。以上の事から同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号

しまもと

くにかず

再任

5 島本

国一

(1965年12月16日生)

候補者の有する当社株式数 21,006株

**略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況**

1988年4月当社入社

2021年4月当社執行役員商品開発本部統括本部長

2021年6月当社取締役（現任）

担当 商品開発本部

**取締役候補者とした理由**

島本国一氏は、当社の商品開発の第一人者であり、顧客の売上拡大に寄与する商品づくりを牽引することで当社の発展に多大な貢献をしております。取締役就任後も付加価値商品の開発、食材の機能性等に関する基礎研究を推進し、メーカーである当社の心臓部を支えております。以上の事から同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号

たちばな

けんじ

再任

6 立花

健二

(1966年5月9日生)

候補者の有する当社株式数 6,005株

**略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況**

1990年4月当社入社

2020年7月当社御殿場工場長

2021年6月当社取締役（現任）

担当 経営企画本部・海外事業本部・管理部門

**取締役候補者とした理由**

立花健二氏は、独自の製法考案等により基礎研究分野を長年にわたりリードすることで競争優位性を確保し、当社に多大な貢献をしております。取締役就任後もその分析力を生かし、経営企画、管理全般、海外事業を統括する立場として経営の中核を担っております。以上の事から同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号7 さくらもと  
櫻本かずみ  
和美再任 社外 独立  
(1952年5月17日生)

候補者の有する当社株式数

824株

**略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況**

2002年2月東京水産大学（現東京海洋大学）水産学部教授

2018年4月東京海洋大学名誉教授（現任）

2019年6月当社社外取締役（現任）

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

櫻本和美氏は、東京海洋大学にて研究開発に取り組み、その長年の経験を通じて広範な知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。

候補者  
番号8 いましる  
今城たけはる  
健晴再任 社外 独立  
(1960年2月11日生)

候補者の有する当社株式数

164株

**略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況**

1983年4月農林水産省入省

2018年1月東京海上日動火災保険株式会社顧問（現任）

2019年6月当社社外取締役（現任）

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

今城健晴氏は、農林水産省に入省され、消費・安全局長も務められ、食品の安全性等広範な知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。

候補者  
番号

9

みた  
三田ともこ  
智子

再任

社外

独立

(1960年3月14日生)

候補者の有する当社株式数

一株

## 略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況

1982年4月 東京国税局入局  
 2017年10月 三田智子税理士事務所開業（現任）  
 2019年6月 当社社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三田智子氏は、税理士としての豊富な経験、幅広い見識を持たれており、当社の経営に対し公平かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 櫻本和美氏、今城健晴氏、三田智子氏は社外取締役候補者であります。櫻本和美氏は2019年6月26日開催の第62回定時株主総会において当社社外取締役に選任されており、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年になります。今城健晴氏は2019年6月26日開催の第62回定時株主総会において当社社外取締役に選任されており、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年になります。三田智子氏は2019年6月26日開催の第62回定時株主総会において当社社外取締役に選任されており、その在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年になります。
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、所有する株式数に持株会での持分を合算して表示しております（1株未満切捨表示）。
4. 当社では、「取締役・監査役候補の指名方針と手続き」及び「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」を定めております（当社ウェブサイト（[https://www.kenkomayo.co.jp/cms/pdf/governance/20200713\\_CG.pdf](https://www.kenkomayo.co.jp/cms/pdf/governance/20200713_CG.pdf)））。
5. 本議案における社外取締役候補者各氏は、すべてこの基準を満たしております。
6. 櫻本和美氏、今城健晴氏、三田智子氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
8. 当社は、櫻本和美氏、今城健晴氏、三田智子氏との間に会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

| 氏名   | 経営 | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプライアンス<br>リスク管理 | マーケティング | 生産<br>技術開発 | グローバル | サステナビリティ<br>(ESG) | 商品・原材料の<br>市場動向 |
|------|----|----------|-------------------------|---------|------------|-------|-------------------|-----------------|
| 炭井孝志 | ●  |          |                         | ●       |            | ●     | ●                 | ●               |
| 寺島洋一 | ●  |          |                         |         | ●          |       | ●                 | ●               |
| 川上 学 | ●  |          |                         | ●       |            |       |                   |                 |
| 塩谷正樹 | ●  |          | ●                       | ●       |            | ●     |                   | ●               |
| 島本国一 | ●  |          |                         | ●       | ●          | ●     |                   | ●               |
| 立花健二 | ●  | ●        |                         | ●       | ●          | ●     | ●                 |                 |
| 櫻本和美 |    |          |                         |         |            | ●     | ●                 | ●               |
| 今城健晴 |    |          | ●                       |         |            | ●     | ●                 | ●               |
| 三田智子 |    | ●        |                         |         |            |       | ●                 |                 |

| スキル項目                   | 項目選定理由                                                                      |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 経営                      | 会社の経営ビジョン・実行方針を社内外に浸透・共有させ、企業価値を高めるためには、目標に向かって組織を牽引する統率力、決断力が必要。           |
| 財務<br>会計                | 成長戦略を支える強固な財務基盤を構築し、的確な資本政策を実行するためには、財務・会計分野における識見が必要。                      |
| 法務<br>コンプライアンス<br>リスク管理 | 健全性と社会的信頼を確保するためには、コンプライアンスに関する識見、平時から常に危機意識を持ち潜在リスクを顕在化させず未然に防ぐリスク管理能力が必要。 |
| マーケティング                 | 不確実かつ複雑に変化する経営環境のなかで、会社が担うべき社会的役割を達成するためには、市場・顧客・商品・情報を的確に分析する力量が必要。        |
| 生産<br>技術開発              | メーカーとして企業価値を一層高めるためには、生産技術や商品品質に係る識見と経験が必要。                                 |
| グローバル                   | 当社グループを存続発展させ続けるためには、海外市場に積極的・主導的にアプローチする識見と経験が必要。                          |
| サステナビリティ<br>(ESG)       | サステナビリティ方針の推進のためには、常に長期的に物事を見据え、社内外の各種環境と調和する姿勢と識見が必要。                      |
| 商品・原材料の<br>市場動向         | 不確実かつ刻々と変動する環境に適応するためには、タイムリーに商品・原材料の市場を見極める能力が必要。                          |

## 取締役会の構成、取締役候補者の選定方針と手続及び独立性判断基準

### 1. 取締役会の構成

- (1) 事業環境及び経営戦略から判断して適正な人数とします。
- (2) 取締役会構成人数の1/3以上は独立社外取締役とします。
- (3) 経営戦略に照らして当社取締役に求められるスキルを選定した上で、役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力等を勘案し、多様性と適正規模を両立させるよう構成するものとします。

### 2. 取締役候補者の選定方針と手続

取締役候補者には、当社グループの企業理念を具現化する意志と、「構想力」、「決断力・実行力」、「危機管理能力」、「統率力」及び「胆力」を兼ね備えた人材を選定いたします。

選定に際しては、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役とする取締役会諮問機関である指名報酬委員会において審議し、その答申結果を最大限尊重した上で取締役会が決定いたします。

### 3. 独立性判断基準

当社は、金融商品取引所が定める基準に加え、次の各条件のいずれにも該当しない場合に、社外取締役・社外監査役が独立性を有するものと判断します。

- (1) 【仕入先】直近事業年度において、当社に対する売上が、年間連結売上高の2%超である取引先又はその業務執行者
- (2) 【得意先】直近事業年度において、当社の売上が、当社年間連結売上高の2%超である取引先又はその業務執行者
- (3) 【当社が主要株主】直近事業年度末において、当社が総議決権の10%以上を直接又は間接に保有する企業の業務執行者
- (4) 【当社の主要株主】直近事業年度末において、当社の総議決権の10%以上を直接又は間接に保有する企業の業務執行者
- (5) 【借入先】直近事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者又はその業務執行者
- (6) 【顧問等】直近事業年度において、役員報酬以外に10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等
- (7) 過去1年以内に上記(1)から(6)の何れかに該当していた者

## 第4号議案 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第49回定時株主総会において、年額3億円以内（使用人分給与を含まず）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、上記の目的を踏まえ相当であると考えられる金額として年額60百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して相当な範囲内で決定することといたします。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおりご承認いただいた場合は6名が対象者となります。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資をすることに同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。



## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の3万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整するものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位も退任又は退職するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」という）継続して、上記（1）のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記（1）に定めるいずれの地位も全て退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、これを当然に無償で取得します。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、前記（2）に定める本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

#### 4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。当社は2021年3月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告39頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は頭書に定める年額（60百万円）の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.18%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.8%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策として2021年9月末まで続いた緊急事態宣言などの行動制限が10月以降に解除されたことにより、一旦は飲食や旅行などのサービス消費が持ち直したものの、2022年1月以降はオミクロン株の感染が拡大し、まん延防止等重点措置が発令されるなど、経済社会活動は再び制限されることとなりました。また、食用油の主原料となる大豆に関しては、北米地域の乾燥天候による減収やバイオ燃料の需要拡大によって食料向けとの競合が発生し、さらには資源価格の大幅な高騰により急激に物価が上昇する状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、次の成長へ向けて当連結会計年度を初年度とする中期経営計画『KENKO Transformation Plan』をスタートさせております。この中期経営計画は、前中期経営計画のCSV経営の考え方を継続し、社会と企業の共存を目指すために「企業価値の向上と持続的な成長に向けた変革」を基本方針とし、4つのテーマ及びサステナビリティ方針を軸に取組みを進めております。

（4つのテーマ及びサステナビリティ方針については、（4）対処すべき課題（ロ）中長期的な会社の経営戦略（30頁から33頁）をご参照ください。）

当連結会計年度における売上高及び利益の概況は次のとおりであります。

#### ①売上高

売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため飲食店などの休業や営業時間短縮、また酒類の提供禁止などの行動制限の厳格化等に伴う売上高の減少要因はありましたが、前連結会計年度と比べその影響は軽微なものにとどまりました。また、ファストフード向けの売上が引き続き好調に推移したことやマヨネーズ類等の価格改定などにより、前連結会計年度比で増収となりました。

#### ②利益

利益につきましては、原料価格の更なる高騰による大幅なコストの増加に対して、価格改定に加えて工場の原価低減をはじめとした全社的な経費削減の取組みを進めてまいりましたが、前連結会計年度比で減益となりました。

当連結会計年度における連結売上高は75,647百万円（前連結会計年度比7,144百万円の増加、10.4%増）、連結営業利益は1,616百万円（前連結会計年度比359百万円の減少、18.2%減）、連結経常利益は1,622百万円（前連結会計年度比428百万円の減少、20.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,211百万円（前連結会計年度比246百万円の減少、16.9%減）となりました。

|                 |                     |                            |
|-----------------|---------------------|----------------------------|
| 売上高             | <b>756 億 47 百万円</b> | （前連結会計年度比 <b>10.4 %</b> 増） |
| 営業利益            | <b>16 億 16 百万円</b>  | （前連結会計年度比 <b>18.2 %</b> 減） |
| 経常利益            | <b>16 億 22 百万円</b>  | （前連結会計年度比 <b>20.9 %</b> 減） |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | <b>12 億 11 百万円</b>  | （前連結会計年度比 <b>16.9 %</b> 減） |

当連結会計年度における各報告セグメントの状況は次のとおりであります。

#### (調味料・加工食品事業)

前連結会計年度における新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な落ち込みから回復が進み、各商品群いずれも前連結会計年度比で増収となりました。各商品群における主な内容は次のとおりであります。

サラダ・総菜類につきましては、主力商品の1kg形態のポテトサラダが外食向けなどで売上の回復が進んだことや、ファストフード向けのプロモーション品に採用されたことにより増収となりました。

タマゴ加工品につきましては、大手製パンメーカーやコンビニエンスストア向けのタマゴサラダが増加したこと、また厚焼き卵が外食チェーンやコンビニエンスストアで採用されたことにより増収となりました。

マヨネーズ・ドレッシング類につきましては、中期経営計画のテーマの一つである「B to B to C」に基づいたミドルサイズ商品やテイクアウト需要への対応に加えて、7月から進めておりますマヨネーズ類の価格改定効果等により増収となりました。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は57,552百万円(前連結会計年度比5,940百万円の増加、11.5%増)、セグメント利益は1,887百万円(前連結会計年度比270百万円の増加、16.7%増)となりました。

#### (総菜関連事業等)

2018年より稼働を開始した株式会社ダイエットクック白老新工場及び株式会社関東ダイエットクック神奈川工場は、コロナ禍における中食需要の高まりも寄与して売上高は順調に拡大し、利益も大幅に改善しております。

この結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は17,232百万円(前連結会計年度比1,175百万円の増加、7.3%増)、セグメント利益は984百万円(前連結会計年度比442百万円の増加、81.6%増)となりました。

次期（2023年3月期）の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染再拡大のリスクに加え、外国為替市場における急激な円安や原料価格の高騰、ウクライナ情勢などの地政学的リスクによる世界経済への影響も懸念され、景気は依然として先行き不透明な状況が続くものと思われます。

また、食用油をはじめとした原料価格やエネルギーコストの高騰が大きな負担となり、食用油に関しては今後も上昇傾向にあるなど、引き続き厳しい状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、生産効率の改善や固定費等の見直しのほか、価格改定等の実行、商品ラインナップや販売チャネル拡大等のマーケティング戦略など、企業価値向上と持続的な成長に向けた変革に取り組んでまいります。

なお、2023年3月期の業績予想につきましては、食用油をはじめとする原料価格やエネルギーコストの動向など、現時点では当社グループの業績に与える影響額を算出することが極めて困難であることから、未定としております。今後、合理的に予測可能となった時点で速やかに公表いたします。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、178百万円です。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### (イ) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「食を通じて世の中に貢献する。」及び「心身（こころ・からだ・いのち）と環境」を企業理念、「サラダNo.1企業を目指す。」「品質、サービスで日本一になる。」ことをグループ経営方針として掲げております。また、従業員の宣誓として「お客様と社員の幸せ作りの為に考え工夫する」、「資源と環境を大切にする」、「成長を目指し果敢に行動する」という3つの誓いを立てております。関係者の皆様に満足いただける商品・サービスの提供を続けるとともに、安定した成長を持続できる経営基盤づくりに努めてまいります。

##### ①地域社会や環境への貢献

食品メーカーとしてまた食文化創造企業として、「心を豊かにする食品づくり」、「身体にやさしい食品づくり」を進めるとともに、廃棄物の削減とリサイクルに努め、限りある資源を有効活用し、環境保全に積極的に取り組み地域社会及び国際社会に貢献してまいります。

##### ②お客様ニーズへの対応

当社は北海道から九州まで全国に広がる当社グループの製造・販売拠点を活かし、多様化、高度化するニーズにお応えし、安全で健康によい商品、新鮮でおいしい商品の供給に努め、多彩なメニュー提案を行い、自らの力で商品開発から生産・販売まで行ってまいります。

##### ③惣菜（総菜）へのこだわり

当社グループは「惣菜（総菜）」を主食とともに食べる様々なおかず（副食）ではなく、食卓の主役として位置づけております。サラダに代表される洋惣菜、煮物に代表される和惣菜等を総称して「総菜」と位置づけ、「中食」市場の拡大傾向の中で「総菜」全般をお任せいただけるメーカーを目指してまいります。

「総菜」の基本は家庭の味であり地域の味であります。子供から年配者まで「楽しく・おいしい食卓」を目指し、かつプロの味を皆様に喜んでいただけるメニュー作りを行ってまいります。

今後は「サラダ」のリーディングカンパニーとして、経営資源を適正に配分し、あらゆる面から企業価値の向上及びCSR活動の充実した実践を図ることにより、お客様・株主の皆様へ信頼され、当社を取り巻く関係者皆様のご期待にお応えできるよう、事業の拡大を推進してまいります。

(ロ) 中長期的な会社の経営戦略

中期経営計画『KENKO Transformation Plan』におきましては、当社を取り巻く目まぐるしい環境の変化に迅速に対応する企業体制が求められており、企業価値向上と持続的な成長へ向け文字どおり、変革を推進してまいります。

その変革のために、4つのテーマとサステナビリティ方針を掲げております。

《4つのテーマ》

①B to B to C

消費者の皆様に当社を直接知っていただく機会を増やす

②イノベーション

将来の地球環境を見据え、環境保全を意識した中からNew KENKOを創り出す

③構造改革

基盤事業の成長を目指すための改革実行

④グローバル

グローバル事業の基盤強化



## 《サステナビリティ方針》

### ①方針と課題

当社グループでは、これまで「食を通じて世の中に貢献する。」の企業理念のもとに企業の社会的責任を果たすべくCSR活動において様々な取組みを進めてまいりました。今後はこの時代の変化にあわせ、持続可能な社会の実現に向けて環境、社会、健康への貢献の指標としてケンコーマヨネーズグループのサステナビリティ方針を定め、温室効果ガス、原料、容器・包材、健康、人財、の5つの課題に取り組み、持続可能な開発目標（SDGs）と連動し、中・長期目標として取り組んでまいります。

### ②5つの課題の取組み

（ア）温室効果ガス CO<sub>2</sub>やフロンをテーマにその削減に向けた取組みを進めてまいります。生産工場や物流を切り口に、温室効果ガス削減につながる取組みを進めてまいります。

（イ）原料 食品メーカーとして食品ロスの削減は、使命感を持って解決しなければならない課題としてとらえております。当社の商品開発力を生かし、食品ロスの削減につながる商品の開発を進めるほか環境負荷が少ない原料や、持続可能につながる原料の導入に向けた取組みを進めてまいります。

（ウ）容器・包材 環境に配慮した資材の選択、社会問題となっているプラスチック使用量の削減に向けた取組みを加速してまいります。

（エ）健康 商品を切り口にすべての人々の健康、ヘルスケアに寄与できる商品開発を進めてまいります。社名と同じく健康につながる商品の開発に取り組み、料理教室や子供たちへの食育活動、取引先様への勉強会なども積極的に進めてまいります。

（オ）人財 コロナ禍においての働き方や生活スタイルの変化への対応を進め、従業員のワークライフバランスの向上を目指してまいります。

### ③目標

温室効果ガス削減は2019年度対比原単位で、CO<sub>2</sub>排出量を2023年度－3%、2030年度－50%、2050年度までに－100%を目指します。

代替フロンは2023年度までに代替冷媒への切り替えを推進し、2030年度までにオゾン層を破壊する成分が多く含まれるフロンガスR22冷媒の撤廃、2050年度までに自然冷媒100%導入を目指します。

持続可能な包装資源の活用として、2023年度までは包材・資材の軽量化に取り組んでまいります。以降リサイクル可能素材の活用を進め、2030年度には全製品の60%の品目で活用、2050年度にはすべての製品で使用を目指します。

廃棄物削減では加工ロスの削減を進めてまいります。2019年度対比原単位で2023年度－5%、2050年度には－30%を目指してまいります（目標は、社会環境変化に応じて見直してまいります。）。

#### (ハ) 会社の対処すべき課題

中期経営計画『KENKO Transformation Plan』において4つのテーマとサステナビリティ方針に基づく5つの課題に取り組み、「サラダNo.1企業」として成長・発展し続けることを目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

#### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

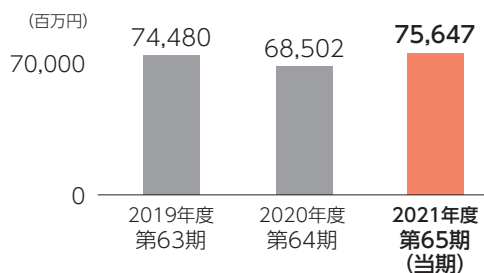
該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移 (連結)

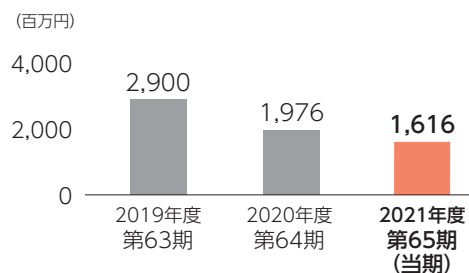
| 区分                  | 期別    | 第62期<br>(2018年度) | 第63期<br>(2019年度) | 第64期<br>(2020年度) | 第65期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年度) |
|---------------------|-------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高                 | (百万円) | 73,989           | 74,480           | 68,502           | 75,647                        |
| 営業利益                | (百万円) | 3,116            | 2,900            | 1,976            | 1,616                         |
| 経常利益                | (百万円) | 3,145            | 3,003            | 2,050            | 1,622                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | (百万円) | 2,296            | 2,058            | 1,458            | 1,211                         |
| 1株当たり当期純利益金額        | (円)   | 139.40           | 124.94           | 88.51            | 74.32                         |
| 総資産                 | (百万円) | 70,105           | 63,767           | 62,320           | 61,760                        |
| 純資産                 | (百万円) | 32,900           | 34,103           | 35,577           | 36,539                        |

## ご参考

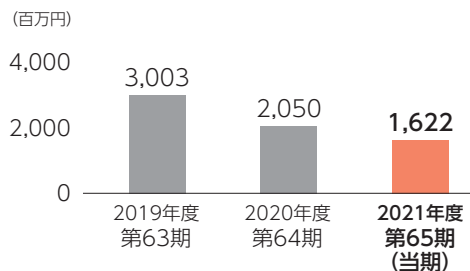
## ■ 連結売上高 75,647 百万円



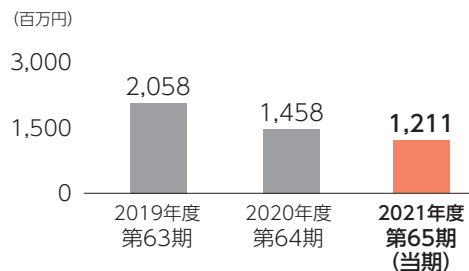
## ■ 連結営業利益 1,616 百万円



## ■ 連結経常利益 1,622 百万円



## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 1,211 百万円



## (10) 重要な親会社及び子会社等の状況

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社等の状況

| 会社名                                          | 資本金又は出資金            | 議決権の所有<br>〔被所有〕割合 | 主要な事業内容 |
|----------------------------------------------|---------------------|-------------------|---------|
| (連結子会社)<br>株式会社ダイエットクック白老                    | (百万円)<br>30         | 100.0<br>(-)      | 総菜関連事業等 |
| ライラック・フーズ株式会社                                | 10                  | 100.0<br>(80.0)   | 総菜関連事業等 |
| 株式会社関東ダイエットクック                               | 50                  | 100.0<br>(-)      | 総菜関連事業等 |
| 株式会社関東ダイエットエッグ                               | 50                  | 100.0<br>(-)      | 総菜関連事業等 |
| 株式会社関西ダイエットクック                               | 50                  | 100.0<br>(-)      | 総菜関連事業等 |
| 株式会社ダイエットクックサプライ                             | 30                  | 100.0<br>(-)      | 総菜関連事業等 |
| 株式会社九州ダイエットクック                               | 78                  | 100.0<br>(-)      | 総菜関連事業等 |
| サラダカフェ株式会社                                   | 20                  | 100.0<br>(-)      | その他     |
| 株式会社ハローデリカ                                   | 10                  | 100.0<br>(100.0)  | 総菜関連事業等 |
| (持分法適用関連会社)<br>PT. Intan Kenkomayo Indonesia | (億インドネシアルピア)<br>800 | 49.0<br>(-)       | その他     |
| MKU Holdings, Inc.                           | (百万USドル)<br>107     | 20.0<br>(-)       | その他     |

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は、間接所有割合であります。  
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## ③ その他

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当連結会計年度における、その主要な取扱い品目は次のとおりであります。

| 区 分        | 主 要 品 目                                                             | 売上高構成比率 |
|------------|---------------------------------------------------------------------|---------|
| 調味料・加工食品事業 | マヨネーズ、ドレッシング、ソース、ポテトサラダ・パスタサラダ・ツナサラダ等のロングライフサラダ、タマゴサラダ・厚焼き卵等のタマゴ加工品 | 76.1 %  |
| 総菜関連事業等    | フレッシュサラダ、和惣菜等                                                       | 22.8    |
| その他        | ポテトサラダ・ミックスフルーツサラダ等                                                 | 1.1     |
|            | 合 計                                                                 | 100.0   |

## (12) 主要拠点等

当社事業所

- ① 販売拠点 札幌・仙台・高崎・千葉・東京・静岡・名古屋・京都・大阪・神戸・岡山・広島・高松・福岡・鹿児島
- ② 生産拠点 厚木（神奈川）・山梨（山梨）・御殿場（静岡）・静岡富士山（静岡）・西日本（京都）・神戸（兵庫）・西神戸（兵庫）

関係会社事業所

- 販売及び  
生産拠点 白老（北海道）・会津若松（福島）・入間（埼玉）・日高（埼玉）・小田原（神奈川）・東村山（東京）・綾部（京都）・吹田（大阪）・福山（広島）・佐賀（佐賀）・ジャカルタ（インドネシア）・マサチューセッツ州（米国）

## (13) 従業員の状況

| 区 分        | 従 業 員 数 (名)    |
|------------|----------------|
| 調味料・加工食品事業 | 662 ( 920)     |
| 総菜関連事業等    | 363 ( 1,074)   |
| その他        | 39 ( 134)      |
| 合 計        | 1,064 ( 2,128) |

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

臨時従業員はパートナー社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

**(14) 主要な借入先**

| 借入先            | 借入金残高     |
|----------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行     | 1,412 百万円 |
| 株式会社日本政策金融公庫   | 1,342     |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 1,238     |
| 株式会社みずほ銀行      | 1,163     |
| 農林中央金庫         | 1,038     |
| 静岡県信用農業協同組合連合会 | 414       |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 166       |
| 株式会社商工組合中央金庫   | 70        |
| 日本生命保険相互会社     | 35        |
| 第一生命保険株式会社     | 35        |

**2. 会社の株式に関する事項**

- (1) 発行済株式の総数 16,476,000株 (自己株式 200,578株を含む)  
 (2) 株主数 13,745名 (前期末比 3,434名増)  
 (3) 大株主

| 株主名                               | 持株数         | 持株比率   |
|-----------------------------------|-------------|--------|
| 株式会社ティーアンドエー                      | 1,457,600 株 | 8.96 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)          | 1,260,900   | 7.75   |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)               | 761,700     | 4.68   |
| 第一生命保険株式会社                        | 757,000     | 4.65   |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00 | 745,300     | 4.58   |
| 日本生命保険相互会社                        | 577,200     | 3.55   |
| 株式会社三井住友銀行                        | 559,200     | 3.44   |
| キッコーマン株式会社                        | 491,000     | 3.02   |
| 一般財団法人旗影会                         | 450,000     | 2.76   |
| 伊藤忠商事株式会社                         | 448,000     | 2.75   |

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況     |
|----------|-------|------------------|
| 代表取締役社長  | 炭井 孝志 |                  |
| 取締役 副社長  | 寺島 洋一 | 生産・品質担当          |
| 取締役      | 川上 学  | 惣菜担当             |
| 取締役      | 塩谷 正樹 | ユーザー販売担当         |
| 取締役      | 島本 国一 | 商品開発担当           |
| 取締役      | 立花 健二 | 社長室担当            |
| 取締役      | 櫻本 和美 | 東京海洋大学名誉教授       |
| 取締役      | 今城 健晴 | 東京海上日動火災保険株式会社顧問 |
| 取締役      | 三田 智子 | 三田智子税理士事務所代表     |
| 常勤監査役    | 神田 憲樹 |                  |
| 常勤監査役    | 渡辺 亮彦 |                  |
| 監査役      | 田島 正人 |                  |
| 監査役      | 原田 義夫 | 原田義夫税理士事務所代表     |

- (注) 1. 取締役 櫻本和美氏、今城健晴氏、三田智子氏は、社外取締役であります。なお、櫻本和美氏、今城健晴氏、三田智子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役 神田憲樹氏、田島正人氏、原田義夫氏は、社外監査役であります。なお、神田憲樹氏、田島正人氏、原田義夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 神田憲樹氏は、長年にわたる経理業務を経験し、財務及び会計に関する幅広い知識と深い識見を有しております。
4. 2021年6月24日開催の第64回定時株主総会において、川上学氏、塩谷正樹氏、島本国一氏、立花健二氏が取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2021年6月24日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、木佐貫富博氏、伊藤和敬氏、京極敦氏は、任期満了にて取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び当社現行定款第31条第2項、第41条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定契約に基づく責任制限が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社の取締役の報酬に関する基本方針は取締役会で決議しております。その概要は次のとおりです。なお、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認したうえで答申しているため、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

① 報酬等（業績連動報酬等又は非金銭報酬等でないもの）の額又は算定方法の決定に関する方針

固定報酬については、新たに設置される指名報酬委員会が取締役の役位、職責等に応じた支給額を決定し、取締役会に報告することとしております。社外取締役については、固定報酬のみとしております。



② 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の連結営業利益、連結経常利益、連結税引前純利益、連結ROE、連結ROIC等の目標値に対する達成率に応じて指名報酬委員会が算出し、取締役会に報告のうえで、この額を支給することとしております。

【第65期における業績連動報酬の算出方法】

1. 評価対象とする業績指標は、業績向上に対する意識を高めるため、期末の連結経常利益とする。
2. 業績連動報酬は、実績が連結経常利益の公表値を上回った場合に支給する。
3. 業績連動報酬の総額は、連結経常利益の公表値を上回った額に、指名報酬委員会が定める一定係数を乗じて算出する。ただし、当該係数は配当性向を下回る数値とする。
4. 各対象取締役に対する業績連動報酬は、上記3で算出した総額を、基本報酬月額 of 比率により配分する。

なお、第65期における連結経常利益は「1. (9) 財産及び損益の状況の推移（連結）」に記載のとおりであります。

③ 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は設定しておりません。ただし、今後設定する場合には改めて取締役会にて方針を決議いたします。

④ ①～③の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は、取締役の役位、職責等を踏まえて指名報酬委員会が決定し、取締役会に報告しております。ただし、社外取締役については固定報酬のみとしております。

⑤ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は、月例の固定金銭報酬としております。固定報酬は、指名報酬委員会が取締役の役位、職責等に応じて定め、取締役会に報告しております。業績連動報酬は、事業年度終了後、同年3月決算での連結営業利益、経常利益、連結税引前純利益、連結ROE、連結ROIC等を勘案のうえで指名報酬委員会が定め、取締役会に報告することとし、年1回、株主総会終結後に金銭により支給することとしております。社外取締役については、固定報酬のみとしております。

## ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に個人別に支給する報酬等の内容については、指名報酬委員会を構成する各取締役等に決定を委任するものとし、指名報酬委員会を構成する各取締役等は、当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定しております。指名報酬委員会は、社外取締役3名（委員長を含む）、代表取締役社長1名、取締役1名の計5名から構成されます。委任した理由は、社外取締役の適切な関与、助言を取り入れ、審議の透明化を図るためであります。

監査役については、独立性確保の観点から、月額報酬のみとします。

## 【指名報酬委員会の構成】

| 構成員の氏名 | 役割  | 地位    |
|--------|-----|-------|
| 櫻本 和美  | 委員長 | 社外取締役 |
| 今城 健晴  | 委員  | 社外取締役 |
| 三田 智子  | 委員  | 社外取締役 |
| 炭井 孝志  | 委員  | 代表取締役 |
| 立花 健二  | 委員  | 取締役   |

## ⑦ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------|-----------------------|
|           |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 |                       |
| 取締役       | 207             | 184             | 23          | 12                    |
| (うち社外取締役) | (14)            | (14)            | (-)         | (3)                   |
| 監査役       | 29              | 29              | -           | 4                     |
| (うち社外監査役) | (21)            | (21)            | (-)         | (3)                   |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第49回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額3億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は9名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第49回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の人数は4名であります。
3. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額45百万円（取締役45百万円、監査役一百万円）を含んでおります。なお、退職慰労金に関しては、2021年6月24日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

取締役櫻本和美氏は東京海洋大学の名誉教授であり、取締役今城健晴氏は東京海上日動火災保険株式会社の顧問であり、取締役三田智子氏は三田智子税理士事務所の代表であり、監査役原田義夫氏は原田義夫税理士事務所の代表であり、4名とも当社との間に特別な関係はございません。

### ②当事業年度における主な活動状況

#### 取締役会等への出席状況及び活動状況

当事業年度に13回開催された取締役会において、櫻本和美氏は13回出席し、今城健晴氏は13回出席し、三田智子氏は13回出席しております。監査役の神田憲樹氏、田島正人氏、原田義夫氏は当事業年度に開催された13回の取締役会のうち、神田憲樹氏は12回出席し、田島正人氏は13回出席し、原田義夫氏は13回出席しております。櫻本和美氏は長年の研究開発経験に基づく広範な知見から、今城健晴氏は食品の安全性等に関する行政分野における経験と知見から、三田智子氏は税理士としての見解と知識から、各々取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待どおり行っております。

また、当事業年度に開催された12回の監査役会において、神田憲樹氏は11回、田島正人氏は12回、原田義夫氏は12回出席し、必要に応じて報告や意見表明を行っております。当事業年度は、コロナ禍においてその活動に制約を受けましたものの、工場・支店及び子会社を対象とした業務監査を15回実施しましたが、その検討の場においても各々専門的見地から積極的に助言・提言を期待どおり行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| ①当事業年度の報酬等の額                           | 40百万円 |
| ②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 報酬等の額は、消費税抜きの金額で記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議目的とすることにいたします。

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築に関して取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

#### ① 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は、各条項に定める担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目指す。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、「取締役会規程」、「文書管理規程」その他関連規程に従い、適切に保存及び管理（廃棄含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社経営を取り巻く各種リスクの管理を主管する機関としてリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理に係る規程の整備、運用状況の確認を行うものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

日常の職務遂行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

#### ⑤ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、「グループ憲章」を発行し、当社グループの全従業員・全役員に携帯させるとともに、ステークホルダーの立場の尊重を内容に含む企業行動憲章・行動規範を理解・浸透させている。

- 当社は、社内の問題・不祥事の未然防止を主管する機関として倫理委員会を設置する。倫理委員会は「倫理委員会規程」に基づき、各種相談・内部通報の窓口としての役割、及びその連絡方法を全従業員に周知徹底させるとともに、モラル向上の啓蒙活動を実施する。
  - ハ 倫理委員会への通報内容がコンプライアンスに関連する事項である場合、倫理委員会は通報者のプライバシーを確保した上でコンプライアンス委員会の開催を決定する。コンプライアンス委員会は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、問題の速やかな解決を図るとともに、再発防止の対策を講じるものとする。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ サラダカフェ・惣菜本部及び生産本部、各本部に所属する各子会社の社長により構成される関連経営会議を定期的開催し、各子会社の当社への報告体制、危機管理体制、取締役等の職務執行の効率性、取締役等と使用人の職務執行の適法性及び定款への適合性を管理するものとする。同各本部は、各子会社の業務内容に問題を発見した場合、速やかに当社取締役会及び監査役会に報告するものとする。
  - 当社は、当社及び各子会社の内部監査を主管する機関として監査室を設置する。監査室は、各子会社等に損失の危険が発生したことを把握した場合、当該危険の内容及び想定される影響等について、速やかに当社取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 倫理委員会には、監査役1名以上を招集するものとする。監査役が出席できない場合、倫理委員会は監査役に対し速やかに倫理委員会議事録を通知する。
  - コンプライアンス委員会には、監査役1名以上を招集するものとする。監査役が出席できない場合、コンプライアンス委員会は監査役に対し速やかにコンプライアンス委員会議事録を通知する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 各監査役は、「監査役会規程」に拠り定める監査方針・相互の職務分掌等に基づき、実効的な監査を実施するものとする。
  - 監査室は、「内部監査規程」に基づき行う各種監査の結果を監査役に報告し、また監査役との意見交換を通じて監査役の監査の実効性確保に協力する。
  - ハ 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概略は次のとおりであります。

### ①職務執行における適正及び効率性の確保に関する取組み

- イ 当社グループにおける内部統制システムは、内部統制室が業務の適法な遂行状況、リスク管理への対応等を含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行っており、内部統制評価委員会に報告し、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図っております。また、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っております。
- ロ 当社グループはコンプライアンス意識の向上、徹底を図るためコンプライアンス委員会によるコンプライアンス研修等を必要に応じて行っております。また、内部通報制度における通報においても即時対応できる体制を確保しております。
- ハ 当社グループ内における不正又は不祥事への速やかな対応及び再発防止のために、常設の機関として倫理委員会を設置しており、当社グループの内部通報に係る一元的相談窓口としてモラル向上を図っております。

### ②取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社グループでは、取締役、執行役員及び監査役で構成される常務会を原則毎週1回開催しております。重要な投資案件及び業務に関する重要事項を十分に協議し経営判断の適正性を確保しております。

### ③当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

グループ会社の重要な事項については、当社サラダカフェ・惣菜本部及び生産本部が関連経営会議を定期的で開催し、各子会社の業務及びリスクを管理しております。同部門は、各子会社の業務内容に問題を発見した場合、速やかに当社取締役会に報告しております。

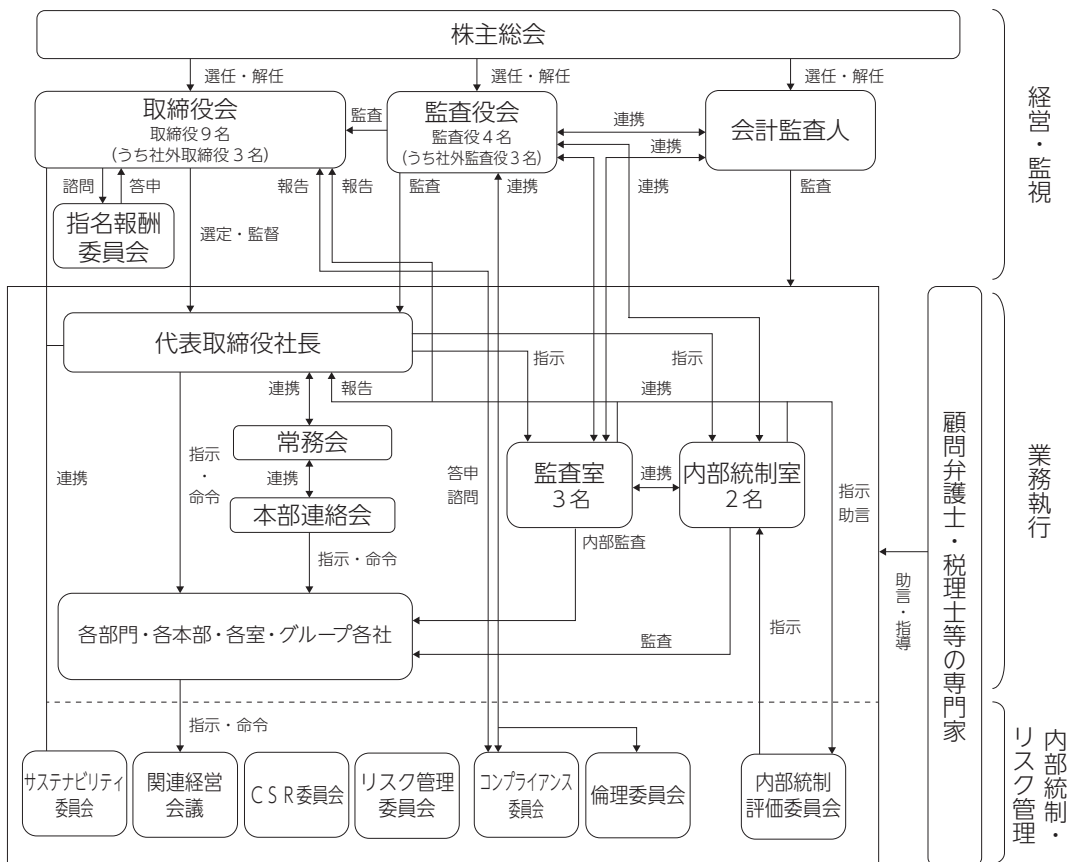
### ④リスク管理に関する取組み

当社グループでは、想定されるリスク及びクライシスリスクをリストアップし、そのリスクを適切に管理しております。また、内容によりリスク管理委員会を開催し対応状況の確認等を行い、重大なリスク事項については、当社の取締役会等へ報告され、対応を審議しております。

### ⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役は、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性等を幅広く検証する等の経営監視を実施しております。また、監査室との緊密な連携のもと、定期的かつ随時必要な監査を実施しており、会計監査人とは監査実施状況、内部統制の評価等に関する意見交換等を適宜行っております。

(ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンス体制 (2022年3月31日現在)





|             |                                                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指名報酬委員会     | 取締役及び監査役の指名、報酬等に係る手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として設置しております。委員5名中の3名は独立社外取締役であり、委員長は委員の互選により社外取締役から選定されます。                               |
| サステナビリティ委員会 | 持続可能な社会の実現に向け、当社がサステナビリティ方針に基づく「環境」「社会」「健康」への貢献を推進するため、取組みを全体的に検討・推進するための組織体として設置しております。                                                                    |
| CSR委員会      | 食育、地域社会（商品提供、協賛・寄付等）、各種美化活動、環境保全、産学連携、国際社会への貢献活動を担う会議体であり、その活動内容の一部を当社のコーポレートサイトにて紹介しております。                                                                 |
| リスク管理委員会    | 各部門・本部の責任者から構成され、リスク情報を収集・分析・評価し、リスク管理体制を構築・維持管理するとともに、BCP策定委員会を編成して指示・支援を行っています。重大クライシスリスク発生時には対策状況を適時把握し社長に報告する体制となっており、平時においても定期的にリスク管理委員長が取締役に報告しております。 |
| コンプライアンス委員会 | コンプライアンスに関する教育研修計画を策定・実施するとともに、重大なコンプライアンス違反発生時には関連部署への調査の指示、調査報告の受理、再発防止策の審議、決定を行い、必要に応じて取締役会に報告することとしております。                                               |
| 倫理委員会       | 内部通報受付窓口として通報内容に基づき速やかに事実確認調査を実施し、調査の結果重大な法令違反が認められる場合はコンプライアンス委員会の招集を請求するとともに、通報者等に対するフォロー及び再発防止策を実施しております。                                                |
| 内部統制評価委員会   | 内部統制の整備及び運用状況、並びに内部統制の有効性評価結果等を代表取締役社長、取締役及び監査役へ適時報告し、指示及び助言を受け、プロセッサーに対し改善指導を行っております。                                                                      |

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目        | 第65期     | (ご参考)<br>第64期 | 科目             | 第65期     | (ご参考)<br>第64期 |
|-----------|----------|---------------|----------------|----------|---------------|
| ● 資産の部    | (61,760) | (62,320)      | ● 負債の部         | (25,221) | (26,742)      |
| I 流動資産    | 27,868   | 26,317        | I 流動負債         | 16,068   | 15,004        |
| 現金及び預金    | 12,441   | 12,385        | 買掛金            | 9,160    | 7,753         |
| 受取手形      | 119      | 107           | 電子記録債務         | 711      | 673           |
| 売掛金       | 11,837   | 10,897        | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,449    | 1,499         |
| 商品及び製品    | 2,082    | 1,814         | 未払金            | 2,957    | 2,866         |
| 仕掛品       | 9        | 8             | 未払法人税等         | 295      | 305           |
| 原材料及び貯蔵品  | 917      | 812           | 賞与引当金          | 437      | 408           |
| 未収入金      | 40       | 33            | 役員賞与引当金        | 26       | 15            |
| 未収還付法人税等  | 211      | —             | 営業外電子記録債務      | —        | 6             |
| その他       | 210      | 259           | その他            | 1,030    | 1,475         |
| 貸倒引当金     | △2       | △2            | II 固定負債        | 9,153    | 11,738        |
| II 固定資産   | 33,892   | 36,003        | 長期借入金          | 5,466    | 7,141         |
| 有形固定資産    | 26,889   | 29,451        | 繰延税金負債         | 97       | 86            |
| 建物及び構築物   | 11,339   | 12,033        | 役員退職慰労引当金      | 6        | 395           |
| 機械装置及び運搬具 | 9,174    | 10,928        | 退職給付に係る負債      | 356      | 398           |
| 工具、器具及び備品 | 306      | 411           | 長期未払金          | 3,035    | 3,519         |
| 土地        | 6,021    | 6,021         | 資産除去債務         | 119      | 119           |
| リース資産     | 46       | 53            | その他            | 71       | 77            |
| 建設仮勘定     | 0        | 2             | ● 純資産の部        | (36,539) | (35,577)      |
| 無形固定資産    | 290      | 166           | I 株主資本         | 34,936   | 34,367        |
| 投資その他の資産  | 6,711    | 6,385         | 資本金            | 5,424    | 5,424         |
| 投資有価証券    | 5,360    | 5,077         | 資本剰余金          | 5,691    | 5,691         |
| 退職給付に係る資産 | 322      | 243           | 利益剰余金          | 24,153   | 23,253        |
| 繰延税金資産    | 161      | 190           | 自己株式           | △332     | △1            |
| 差入保証金     | 241      | 241           | II その他の包括利益累計額 | 1,602    | 1,210         |
| 保険積立金     | 571      | 564           | その他有価証券評価差額金   | 1,389    | 1,268         |
| その他       | 85       | 99            | 為替換算調整勘定       | 220      | △22           |
| 貸倒引当金     | △30      | △31           | 退職給付に係る調整累計額   | △7       | △35           |
| 合計        | 61,760   | 62,320        | 合計             | 61,760   | 62,320        |

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 第65期   | (ご参考)<br>第64期 |
|-----------------|--------|---------------|
| 売上高             | 75,647 | 68,502        |
| 売上原価            | 59,851 | 52,643        |
| 売上総利益           | 15,795 | 15,859        |
| 販売費及び一般管理費      | 14,179 | 13,882        |
| 営業利益            | 1,616  | 1,976         |
| 営業外収益           | 169    | 204           |
| 受取賃貸料           | 15     | 15            |
| 受取利息及び配当金       | 35     | 35            |
| 雇用調整助成金         | 11     | 47            |
| その他             | 107    | 106           |
| 営業外費用           | 163    | 130           |
| 支払利息            | 71     | 83            |
| 持分法による投資損失      | 78     | 22            |
| その他             | 14     | 23            |
| 経常利益            | 1,622  | 2,050         |
| 特別利益            | 149    | 115           |
| 投資有価証券売却益       | 1      | 7             |
| 補助金収入           | 147    | 108           |
| その他             | 0      | —             |
| 特別損失            | 17     | 26            |
| 減損損失            | —      | 0             |
| 投資有価証券売却損       | 0      | 2             |
| 投資有価証券評価損       | 13     | 14            |
| 固定資産除却損         | 2      | 6             |
| その他             | 1      | 3             |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,754  | 2,140         |
| 法人税、住民税及び事業税    | 567    | 658           |
| 法人税等調整額         | △24    | 23            |
| 当期純利益           | 1,211  | 1,458         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,211  | 1,458         |

# 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |      |        |
|---------------------|-------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高               | 5,424 | 5,691 | 23,253 | △1   | 34,367 |
| 当期変動額               |       |       |        |      |        |
| 剰余金の配当              |       |       | △311   |      | △311   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |       |       | 1,211  |      | 1,211  |
| 自己株式の取得             |       |       |        | △331 | △331   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |       |       |        |      |        |
| 当期変動額合計             | －     | －     | 900    | △331 | 569    |
| 当期末残高               | 5,424 | 5,691 | 24,153 | △332 | 34,936 |

|                     | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|----------|--------------|---------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |        |
| 当期首残高               | 1,268        | △22      | △35          | 1,210         | 35,577 |
| 当期変動額               |              |          |              |               |        |
| 剰余金の配当              |              |          |              |               | △311   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |              |          |              |               | 1,211  |
| 自己株式の取得             |              |          |              |               | △331   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 120          | 243      | 27           | 392           | 392    |
| 当期変動額合計             | 120          | 243      | 27           | 392           | 961    |
| 当期末残高               | 1,389        | 220      | △7           | 1,602         | 36,539 |

(単位：百万円)

| 科目                   | 第65期  |
|----------------------|-------|
| 税金等調整前当期純利益          | 1,754 |
| 減価償却費                | 2,797 |
| 減損損失                 | —     |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少)     | △0    |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少)     | 28    |
| 役員賞与引当金の増減額 (△は減少)   | 10    |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少) | △15   |
| 役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少) | 3     |
| 受取利息及び受取配当金          | △35   |
| 支払利息                 | 71    |
| 固定資産除却損              | 2     |
| 雇用調整助成金              | △11   |
| 補助金収入                | △147  |
| 売上債権の増減額 (△は増加)      | △952  |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加)      | △373  |
| 仕入債務の増減額 (△は減少)      | 1,445 |
| 前払費用の増減額 (△は増加)      | 7     |
| 未払金の増減額 (△は減少)       | 146   |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少)    | △463  |
| 未払費用の増減額 (△は減少)      | 17    |
| その他の資産の増減額 (△は増加)    | △2    |
| その他の負債の増減額 (△は減少)    | △4    |
| その他                  | 90    |
| 小計                   | 4,369 |
| 利息及び配当金の受取額          | 97    |
| 利息の支払額               | △71   |
| 補助金の受取額              | 159   |
| 法人税等の支払額             | △797  |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー     | 3,757 |

| 科目                   | 第65期   |
|----------------------|--------|
| 有形固定資産の取得による支出       | △226   |
| 無形固定資産の取得による支出       | △172   |
| 投資有価証券の取得による支出       | △20    |
| 投資有価証券の売却による収入       | 2      |
| その他                  | △3     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー     | △419   |
| 長期借入れによる収入           | —      |
| 長期借入金の返済による支出        | △1,725 |
| 自己株式の取得による支出         | △331   |
| 配当金の支払額              | △310   |
| 割賦債務の返済による支出         | △906   |
| その他                  | △7     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー     | △3,281 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 56     |
| 現金及び現金同等物の期首残高       | 12,385 |
| 現金及び現金同等物の期末残高       | 12,441 |

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目        | 第65期     | (ご参考)<br>第64期 | 科目            | 第65期     | (ご参考)<br>第64期 |
|-----------|----------|---------------|---------------|----------|---------------|
| ● 資産の部    | (49,550) | (49,223)      | ● 負債の部        | (15,466) | (16,295)      |
| I 流動資産    | 23,886   | 21,780        | I 流動負債        | 13,349   | 12,526        |
| 現金及び預金    | 10,195   | 9,373         | 電子記録債務        | 711      | 673           |
| 受取手形      | 87       | 82            | 買掛金           | 8,511    | 7,139         |
| 売掛金       | 10,165   | 9,302         | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,186    | 1,186         |
| 電子記録債権    | 31       | 25            | 未払金           | 2,123    | 2,039         |
| 商品及び製品    | 2,100    | 1,800         | 未払費用          | 304      | 406           |
| 仕掛品       | 1        | 1             | 未払法人税等        | 92       | 162           |
| 原材料及び貯蔵品  | 615      | 544           | 賞与引当金         | 346      | 324           |
| 前払費用      | 54       | 67            | 役員賞与引当金       | 23       | 13            |
| 関係会社短期貸付金 | 220      | 340           | 営業外電子記録債務     | —        | 6             |
| 未収入金      | 80       | 97            | その他           | 49       | 573           |
| 未収還付法人税等  | 211      | —             | II 固定負債       | 2,117    | 3,769         |
| その他       | 123      | 148           | 長期借入金         | 1,058    | 2,245         |
| 貸倒引当金     | △2       | △2            | 長期未払金         | 511      | 567           |
| II 固定資産   | 25,664   | 27,443        | 退職給付引当金       | 367      | 382           |
| 有形固定資産    | 17,875   | 19,755        | 役員退職慰労引当金     | —        | 390           |
| 建物        | 5,875    | 6,247         | 資産除去債務        | 113      | 113           |
| 構築物       | 386      | 414           | その他           | 65       | 70            |
| 機械及び装置    | 7,005    | 8,399         | ● 純資産の部       | (34,084) | (32,927)      |
| 車両運搬具     | 0        | 1             | I 株主資本        | 32,916   | 31,860        |
| 工具、器具及び備品 | 228      | 308           | 資本金           | 5,424    | 5,424         |
| 土地        | 4,338    | 4,338         | 資本剰余金         | 5,691    | 5,691         |
| リース資産     | 39       | 45            | 資本準備金         | 5,691    | 5,691         |
| 建設仮勘定     | 0        | 0             | 利益剰余金         | 22,133   | 20,746        |
| 無形固定資産    | 260      | 132           | 利益準備金         | 138      | 138           |
| 投資その他の資産  | 7,528    | 7,555         | その他利益剰余金      | 21,995   | 20,608        |
| 投資有価証券    | 2,405    | 2,260         | 別途積立金         | 19,199   | 18,399        |
| 関係会社株式    | 3,888    | 3,888         | 繰越利益剰余金       | 2,795    | 2,208         |
| 関係会社長期貸付金 | 100      | 300           | 自己株式          | △332     | △1            |
| 繰延税金資産    | 57       | 101           | II 評価・換算差額等   | 1,167    | 1,067         |
| 差入保証金     | 180      | 183           | 其他有価証券評価差額金   | 1,167    | 1,067         |
| 保険積立金     | 571      | 564           | 合計            | 49,550   | 49,223        |
| 前払年金費用    | 346      | 281           |               |          |               |
| その他       | 79       | 94            |               |          |               |
| 貸倒引当金     | △101     | △117          |               |          |               |
| 合計        | 49,550   | 49,223        |               |          |               |

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 第65期   | (ご参考)<br>第64期 |
|--------------|--------|---------------|
| 売上高          | 58,292 | 52,301        |
| 売上原価         | 47,534 | 40,812        |
| 売上総利益        | 10,758 | 11,488        |
| 販売費及び一般管理費   | 10,205 | 10,116        |
| 営業利益         | 552    | 1,371         |
| 営業外収益        | 1,361  | 309           |
| 受取賃貸料        | 58     | 59            |
| 受取利息及び配当金    | 1,196  | 125           |
| 雇用調整助成金      | －      | 35            |
| 貸倒引当金戻入額     | 16     | 0             |
| その他          | 90     | 88            |
| 営業外費用        | 26     | 64            |
| 支払利息         | 17     | 25            |
| 貸倒引当金繰入額     | －      | 24            |
| その他          | 9      | 14            |
| 経常利益         | 1,887  | 1,617         |
| 特別利益         | 93     | 35            |
| 補助金収入        | 92     | 27            |
| 投資有価証券売却益    | 1      | 7             |
| 特別損失         | 14     | 19            |
| 減損損失         | －      | 0             |
| 固定資産除却損      | 0      | 2             |
| 投資有価証券評価損    | 13     | 14            |
| 投資有価証券売却損    | 0      | 2             |
| 税引前当期純利益     | 1,966  | 1,633         |
| 法人税、住民税及び事業税 | 265    | 456           |
| 法人税等調整額      | 1      | 36            |
| 当期純利益        | 1,698  | 1,140         |

# 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                      | 株主資本  |       |             |       |             |       |             |
|----------------------|-------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
|                      | 資本金   | 資本剰余金 |             | 利益準備金 | 利益剰余金       |       | 利益剰余金<br>合計 |
|                      |       | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 |       | その他利益剰余金    |       |             |
|                      |       |       |             | 別途積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |       |             |
| 当期首残高                | 5,424 | 5,691 | 5,691       | 138   | 18,399      | 2,208 | 20,746      |
| 当期変動額                |       |       |             |       |             |       |             |
| 別途積立金の積立             |       |       |             |       | 800         | △800  | —           |
| 剰余金の配当               |       |       |             |       |             | △311  | △311        |
| 当期純利益                |       |       |             |       |             | 1,698 | 1,698       |
| 自己株式の取得              |       |       |             |       |             |       |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |       |       |             |       |             |       |             |
| 当期変動額合計              | —     | —     | —           | —     | 800         | 587   | 1,387       |
| 当期末残高                | 5,424 | 5,691 | 5,691       | 138   | 19,199      | 2,795 | 22,133      |

|                      | 株主資本 |        | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|----------------------|------|--------|------------------|----------------|--------|
|                      | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期首残高                | △1   | 31,860 | 1,067            | 1,067          | 32,927 |
| 当期変動額                |      |        |                  |                |        |
| 別途積立金の積立             |      | —      |                  |                | —      |
| 剰余金の配当               |      | △311   |                  |                | △311   |
| 当期純利益                |      | 1,698  |                  |                | 1,698  |
| 自己株式の取得              | △331 | △331   |                  |                | △331   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) |      |        | 100              | 100            | 100    |
| 当期変動額合計              | △331 | 1,056  | 100              | 100            | 1,156  |
| 当期末残高                | △332 | 32,916 | 1,167            | 1,167          | 34,084 |



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ケンコーマヨネーズ株式会社  
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和 久 友 子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケンコーマヨネーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケンコーマヨネーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ケンコーマヨネーズ株式会社  
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 崎 康 行  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和 久 友 子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケンコーマヨネーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、内部統制室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ケンコーマヨネーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 神 田 憲 樹 ㊟

常勤監査役 渡 辺 亮 彦 ㊟

監査役 田 島 正 人 ㊟

監査役 原 田 義 夫 ㊟

(注) 常勤監査役神田憲樹、監査役田島正人、監査役原田義夫は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会会場 ご案内図

**日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時）  
**会場** 中野セントラルパーク カンファレンス  
**住所** 東京都中野区中野4丁目10番2号



## 交通手段のご案内

JR 中央線・総武線／東京メトロ 東西線 中野駅北口より徒歩5分

本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

※株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。